

# 太田市保育施設入園のご案内



**利用者負担額(保育料)は、  
期限内に必ず納めましょ  
う!**

## 問い合わせ先

太田市役所  
◆本庁舎2階こども課保育係  
〒373-8718  
太田市浜町2番35号  
0276-47-1943(直通)

## 目次

特定保育施設・特定地域型保育事業者一覧表	1
特定保育施設等とは?	2
太田市の特定保育施設等に申込ができる人	2
広域(管外)保育について	3
平成28年度入園申し込みについて	3
→ 4月入園(育休明による年度途中の入園を含む) 申込書類配布及び受付期間	
→ 5月以降の入園申込み	4
入園申込時等の提出書類について	4
→ 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書	
→ 保育園入園申込書	
→ 保育の必要性を証明する書類	
→ その他、該当する場合のみ必要な書類	
入園日・退園日について	6
入園の決定について	6
次の場合は必ず届け出を!	6
支給認定の変更申請の手続きについて	7
保育の実施(入園)の解除について	7
保育料の決定と切り替えについて	7
保育料の納入方法について(口座振替をお勧めします)	8
第3子以降の子どもの利用者負担額免除(減免)について	8
寡婦(夫)控除のみなし適用について	9
<b>資料</b> 保育施設児童年齢早見表	9
<b>資料</b> 記入例 入園申込書	10
一時保育・休日保育について	12
病後児保育について	12
その他の保育施設について	13
→ 準認可保育施設	
→ ファミリー・サポート・センター	
<b>様式</b> 保育料多子軽減に伴う在園・在所証明書	14
<b>参考</b> 平成28年度太田市保育料金額表	15

特定保育施設・特定地域型保育事業者一覧表

平成28年4月1日現在

		施設名	所在地	電話番号	定員	平日		土曜日	
						開所	閉所	開所	閉所
公立	保育所	新田第一保育園	新田中江田町985	56-2549	120	7:30	19:00	7:30	18:30
		太田東保育園	東長岡町1407-5	25-1258	180	7:15	19:15	7:15	18:15
		太田南保育園	高林南町774	38-1539	70	7:15	18:45	7:15	18:15
		菰川保育園	台之郷町845	48-1338	140	7:00	19:00	7:00	18:00
		休泊保育園	龍舞町1925-3	45-3832	220	7:00	19:00	7:00	18:00
		太田杉の子保育園	高林北町2097-1	38-0371	120	7:15	18:50	7:15	18:15
		こまどり保育園	石原町1038	45-3466	100	7:30	19:00	7:00	18:00
		熊野保育園	熊野町23-21	22-6015	110	7:20	18:50	7:20	18:20
		末広保育園	末広町543-5	38-1830	180	7:20	18:50	7:30	18:30
		由良保育園	由良町91-3	31-8393	150	7:20	19:20	7:20	18:20
		こばと保育園	台之郷町1694	25-8130	160	7:00	19:00	7:00	18:00
		ゆりかご保育園	中根町502-1	31-0826	130	7:00	19:00	7:00	18:00
		飯田保育園	飯田町904	45-8223	130	7:15	19:00	7:15	18:15
		つくし保育園	東別所町410	45-0300	120	7:30	19:00	7:30	18:30
		しらかば保育園	新道町52	31-2457	120	7:30	19:00	7:30	18:30
		育実保育園	富若町530-1	25-1570	160	7:00	19:00	7:00	18:00
		牛沢保育園	牛沢町1077-1	38-4253	120	7:15	18:45	7:15	18:15
		宝泉保育園	宝町393	31-3160	120	7:30	19:00	7:30	18:30
		ふじあく保育園	藤阿久町481-1	31-5700	70	7:00	19:00	7:00	18:00
		あすなろ保育園	只上町1647-6	37-5225	100	7:30	19:00	7:30	18:30
		大島保育園	大島町675-4	25-4881	100	7:00	19:00	7:00	18:00
		鶴生田保育園	鶴生田町401-1	25-5947	120	7:15	18:45	7:15	18:15
		にしのもり保育園	新野町843-8	31-2003	110	7:00	19:00	7:00	18:00
		浜町保育園	浜町25-4	45-2809	100	7:00	19:00	7:00	18:00
		おじま第一保育園	亀岡町240-1	52-0519	130	7:00	19:00	7:30	18:30
		おじま第二保育園	粕川町77	52-0297	70	7:30	18:30	7:30	18:30
		おじま第三保育園	堀口町206-5	52-3981	70	7:30	18:30	7:30	18:30
		綿打保育園	新田上江田町767-1	56-7901	140	7:30	19:00	7:30	18:30
		生品保育園	新田市野井町135-3	57-0113	160	7:30	19:00	7:30	18:30
		藪塚本町保育園	藪塚町1578	0277-78-4226	190	7:00	18:30	7:00	18:00
		大原保育園	大原町1283	0277-78-2105	80	7:00	18:30	7:00	18:30
		樟の木保育園	藪塚町2917-2	0277-78-3716	130	7:00	18:30	7:30	18:30
大原西保育園	大原町1777	0277-78-5580	70	7:00	18:30	7:00	18:00		
私立	認定こども園	若葉幼稚園	下小林町677	45-7365	270	7:00	18:30	8:00	16:00
		太田いずみ幼稚園	東今泉町801-1	37-3245	130	7:45	18:45	8:30	17:30
		きざきまち幼稚園	新田木崎町1391-2	56-5188	160	7:30	18:30	7:30	16:30
		Little Village 世良田の杜	世良田町3119-7	52-1035	245	7:00	19:30	7:15	18:15
		太田愛育こども園	下浜田町768-1	46-3926	135	7:10	18:40	7:10	18:10
		強戸こども園	寺井町695-5	57-6423	185	7:00	19:00	7:30	18:30
		毛里田こども園	矢田堀町388-3	37-1138	165	7:00	19:00	8:00	19:00
		とりやまこども園	鳥山中町1074-5	25-4079	240	7:00	19:00	7:00	18:00
		Kids Island うちがしま	内ヶ島町甲843	45-6687	85	7:00	18:30	7:00	18:00
		大原南こども園	大原町110	0277-78-4455	165	7:30	19:00	7:30	18:30
	なかはらこども園	藪塚町2158-5	0277-78-4748	125	7:00	18:30	7:00	18:00	
	幼稚園型	金山幼稚園	鳥山上町1633	37-0602	105	7:30	18:30	8:30	18:00
		ひかり幼稚園	新井町556-1	45-7134	180	7:30	18:30	8:00	13:30
		宝泉北幼稚園	別所町388-2	32-0424	185	7:45	18:45	7:45	18:45
		いなり幼稚園	細谷町22-1	31-7500	280	7:30	18:30	8:30	12:00
		台之郷幼稚園	台之郷町535	45-8161	160	7:45	18:00		
		第二ひかり幼稚園	宝町148	32-2466	180	7:30	18:30	8:00	13:30
	地方裁量型	ぼぶら	只上町1665	37-7781	30	7:30	18:30	7:30	18:30
		みその幼児園	新井町318	30-2311	40	8:00	19:00	8:00	19:00
		めだか保育園	新田木崎町525-3	56-7510	30	7:00	19:00	7:00	17:00
小規模保育施設	アプリコット保育園	高林東町2439-3	38-4733	15	7:00	18:00	7:00	18:00	

注：定員・開所時間等は変更になることがあります。

※ 土曜日の保育については、園の運営（給食準備や保育士確保等）に配慮いただき、保護者全員が家庭で保育できない場合に利用していただきますようお願いいたします。

※ 認定こども園の定員は、1号認定（教育認定）と2号・3号認定（保育認定）の合計定員です。

※ 開閉所時間は、2号・3号認定（保育認定）のものであり、1号認定（教育認定）のものとは異なります。

※ 認定こども園については、受け入れ可能な歳児が施設により異なりますので、直接施設へ確認してください。

※ 小規模保育施設は、0～2歳児を対象とする施設です。

## 特定保育施設・特定地域型保育事業者（特定保育施設等）とは？

特定保育施設とは、保育士の数や施設の設備など法律で定める一定基準を満たし、児童福祉法に基づく認可を受けた保育園及び認定こども園法に基づく認可を受けた認定こども園のうち、市が施設型給付費の支給に係る施設として確認する保育施設です。

特定地域型保育事業者とは、保育士の数や施設の設備など条例で定める一定基準を満たした地域型保育事業者のうち、市が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者です。

保育施設は、国の基準に応じた定員があり、希望者が定員を超える場合は、入園選考が行われます。選考では、申込書類で確認できる世帯の状況に基づき、保育の「実施指数」を算定し、指数の高い順に入園者を決定します。

## 太田市の特定保育施設等に申込みができる人（通園できる期間は全員同一ではありません）

特定保育施設等は、保護者すべてが下記の理由により、0歳から小学校就学前の児童が家庭外で保育が必要な場合に、保護者に代わって児童を保育します。したがって、「小学校入学準備（教育）のため」、「集団生活を体験させたい」などの理由だけでは申込みできません。なお、入園後、児童を家庭で保育できるようになれば退園となります。

- 1 保護者・申込児童が太田市に居住し、住民登録をしていること。
- 2 概ね生後9週目以降の児童で、保育施設での集団生活に支障のないこと。
- 3 次のいずれかの事情で保護者すべてが家庭外での児童の保育が必要な家庭であること。

※ 同居親族等による保育が可能な場合、入園の優先度を調整します。

①**家庭外労働** 家の外で仕事をしている

②**家庭内労働** 家の中で児童と離れて家事以外の仕事をしている（自営・農業・内職等）

①②**通園できる期間：仕事をしている期間** ※最低就労時間 月64時間以上かつ週4日以上が必要

③**妊娠・出産** 入園希望月現在、出産して間もない・これから出産する

**通園できる期間：出産（予定）日の前8週・後8週**

※妊娠・出産の場合で入所期間終了後も保育が必要な場合、他の理由による申込が必要です。

④**傷病・障がい等** 病気やけが、心身の障がいがある

**通園できる期間：療養等に必要期間**

⑤**親族の介護・看護** 病人や心身障がい者を常時介護・看護をしている

**通園できる期間：介護・看護を必要とする期間** ※介護・看護時間 月64時間以上かつ週4日以上が必要

⑥**家庭の災害** 震災、風水害、火災その他の災害を受け、その復旧中である

**通園できる期間：復旧に必要な期間**

⑦**求職活動中（起業準備を含む）**

**通園できる期間：3ヵ月間（再び求職を理由とした期間延長はできません。）**

※3ヵ月中に、就労が確認されないと退園となります。期間終了後も継続して在園するためには、支給認定変更申請書と就労証明書を提出する必要があります。

⑧**就学** 職業訓練校等における職業訓練を含む

**通園できる期間：就学期間**

⑨**虐待・DVのおそれがある**

**通園できる期間：虐待・DVのおそれなくなるまでの期間**

⑩**その他** 上記に類する特別な状態である

**通園できる期間：特別な状態である期間**

〔注1〕児童に歩行や言語などの発育の遅れ、疾病、アレルギー等があると思われる場合は、申込前に集団保育の可否などについて市役所や保育施設との相談が必要です。申込み時に必ずその旨を申し出ください。（療育手帳等が交付されている場合は手帳を持参）

※ 保育施設は障がい等のリハビリ等を目的とした養護施設ではありません。ご理解をお願いします。

〔注2〕育児休業取得対象児童の入園は、原則、育児休業が終了する月の初日からとなりますが、育児休業明け日（就労開始日）が14日以前の場合は、育児休業が終了する月の前月からの入所も可能です（保育料は入園した月から発生します）。

育児休業取得時、既に保育施設を利用している児童がいて継続利用が必要な場合、原則、育児休業取得対象児童の1歳の誕生日が属する月の月末まで、既に在園している保育施設は継続利用できます。

## 広域（管外）保育について

○太田市に住民登録している方で保育の要件を満たし、次の1から4までの特別な事情のある方（市町村により条件が異なります）は、広域入所を行っている他市町村の特定保育施設等（入園枠のある場合に限る）に太田市を通して申込することができます。

また、他市町村の認定こども園等に1号（教育）認定で通園されていて、2・3号（保育）認定に変更したいときにも、太田市を通して広域（管外）協議が必要になります。

必ず①申込締切日（市町村によって締切日が異なります）と②必要書類（その市町村へ転居する予定があるときは、その旨をお伝えください。）を確認したうえで申し込んでください。

- 1 保護者の勤務先が保育を希望する市町村にあり、その市町村内の特定保育施設等での保育が適当と認められる場合。
- 2 児童の祖父母が保育を希望する市町村に居住し、その市町村内の特定保育施設等での保育が適当と認められる場合。  
※ 祖父母居住を理由とした広域入所を認めていない市町村がありますのでご注意ください。
- 3 保護者の勤務の都合上、太田市内の保育施設では送迎が困難であり、太田市外の市町村内の特定保育施設等での保育が必要と認められる場合。  
※ 通勤途上を理由とした広域入所を認めていない市町村がありますのでご注意ください。
- 4 その他、受託市町村内の特定保育施設等での実施が必要と認められる場合。  
※ 里帰り出産などの広域入所を認めていない市町村がありますのでご注意ください。

○太田市外に住民登録がある方で、太田市の特定保育施設等に入園を希望される場合は、住民登録のある市町村にご相談ください（住民登録のある市町村を通しての申込となります）。

## 平成28年度の特定保育施設等入園の申込み受付について

## <参考>

市内保育園（当初申込は「認定こども園 Little Village 世良田の杜」を含む）については、太田市役所本庁舎こども課保育係、市内各保育園（当初申込は「認定こども園 Little Village 世良田の杜」を含む）で申し込みをしてください。

市内の認定こども園（当初申込は「認定こども園 Little Village 世良田の杜」を除く）・小規模保育施設については、各施設で申し込みをしてください。

また、特別な事情により市外の市町村の特定保育施設を希望する場合（広域保育）は、太田市役所こども課保育係で申し込みを行ってください。

なお、入園の決定は、申込順ではなく、保育の必要性の高い児童から決定となります。

出生予定児童の保育施設への入園申込みは、出生後でないとう付できません。

### □ 当初申込

- ・平成28年4月入園希望者（平成28年3月上旬までに転入予定の方を含む）
- ・育児休業明けによる平成28年度途中の入園希望者（育児休業証明のある方）  
（入園月はP.2〔注2〕参照）

当初入園申込書類は「10月1日」からこども課、市内各保育園（「認定こども園 Little Village 世良田の杜」を含む）で配布します。

1次募集で定員に達した保育施設は2次募集を、2次募集で定員に達した保育施設は3次募集を行いません。

また、2次募集、3次募集の募集人員については、広報紙での周知は行いません。

受付期間（受付期間以外での平成28年4月以降の入園申込みはできません）	
1次募集受付	平成27年10月7日（水）～平成27年10月30日（金）
2次募集受付	平成28年1月6日（水）～平成28年1月15日（金）
3次募集受付 （緊急性のある方等）	平成28年2月22日（月）～平成28年3月4日（金）

申込書類の提出先	
希望保育施設のある市町村	申込書類提出先
太田市（1次・2次募集）	こども課、市内各保育園（「認定こども園 Little Village 世良田の杜」を含む） <u>※市内各保育園では、就労理由で申し込む場合のみ受付可能</u>
太田市（3次募集）	こども課のみ
太田市以外の市区町村	こども課のみ

□ 随時申込

・平成28年度5月以降の年度途中の入園希望者

下記受付期間中に、こども課又は市内各保育園へ申し込みをしてください（毎月〆切日までの書類を審査します）。

なお、育児休業明けの方は5ヵ月前入所の申込受付期間から申込みができます。（入園月はP.2〔注2〕参照）

例：11月入所希望の場合、6月入所の受付期間（5月2日～5月13日）で申込みができます。

平成28年度5月以降の認可保育園入園申込受付期間		
入園希望月	① 申込受付（書類提出）期間	※育児休業証明のある方 申込受付（書類提出）開始日 受付できるのは左記①の期間のみ
平成28年 5月	4月1日（金）～4月15日（金）	4月1日（金）
6月	5月2日（月）～5月13日（金）	4月1日（金）
7月	6月1日（水）～6月15日（水）	4月1日（金）
8月	7月1日（金）～7月15日（金）	4月1日（金）
9月	8月1日（月）～8月15日（月）	4月1日（金）
10月	9月1日（木）～9月15日（木）	4月1日（金）
11月	10月3日（月）～10月14日（金）	5月2日（月）
12月	11月1日（火）～11月15日（火）	6月1日（水）
平成29年 1月	12月1日（木）～12月9日（金）	7月1日（金）
2月	1月4日（水）～1月13日（金）	8月1日（月）
3月	2月1日（水）～2月15日（水）	9月1日（木）

入園申込時の提出書類について

1 「施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書」

支給認定申請書は、児童1人につき1枚必要です。保育の必要性・保育時間等を市が認定し、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定証」を交付します。交付された認定証に応じて施設の利用ができます。

保育認定区分として、3歳以上児童の「2号認定」、3歳未満児童の「3号認定」があります。

保育時間には、11時間利用を基本とする「保育標準時間」と、8時間利用を基本とする「保育短時間」の2区分があります。なお、「保育標準時間」「保育短時間」ともに、園の運営（保育士確保等）に配慮いただき、施設での保育が必要な時間のみ保育施設を利用していただきますようお願いいたします。保育料等についても認定区分によって差が生じます。保育時間認定の条件は、以下の表のとおりです。

区分	要件
標準時間認定	A 父母ともに月120時間以上の就労等 B 父母どちらか、またはどちらも病気等 C 妊娠・出産 D 災害復旧 E 虐待やDVのおそれがあること
短時間認定	A 父母ともに就労し、どちらかの就労時間が月64時間以上120時間未満 B 父母ともに就労し、どちらの就労時間も月64時間以上120時間未満 C 父母どちらか、またはどちらも求職中（就労時間が月64時間未満含む） D 育児休業中の継続利用

※ 保育標準時間は、開所時間から11時間利用可能。それを超える部分は延長料金がかかります。

※ 保育短時間は、各施設が定める8時間利用可能。それを超える部分は延長料金がかかります。

※ 各施設が定める8時間については、綿打・生品・藪塚本町・大原・樟の木・大原西保育園は「8時～16時」、その他の保育施設は「8時30分～16時30分」です。

※ 保育を必要としない3歳以上の児童については、1号認定となり、幼稚園や認定こども園（教育部分）が利用できます。保護者すべてが保育の必要な状態でも1号認定を受け、幼稚園や認定こども園（教育部分）の利用もできます。利用申し込みは直接施設へお問い合わせください。

## 2 「太田市保育園入園申込書」

申込書は、児童1人につき1枚必要です。記入内容や添付書類により入園の審査・選考を行います。記入漏れや添付書類漏れは入園の審査・選考に不利になることがあります。

## 3 保育の必要性を証明する書類（保護者すべての方の分が必要です）

区分	提出書類
家庭外労働・家庭内労働等すべての就労	就労報告書兼証明書 ※育児休業明け入園の場合は、「育児休業取得期間」に記載のあるものを提出
妊娠・出産	申立書及び母子健康手帳の写し（氏名と分娩予定日がわかるページ）
疾病、負傷	医師の診断書原本（※本市指定様式）〔治療期間等が明記してあるもの〕
障がい	身体障害者手帳の写しもしくは精神障害者保健福祉手帳等の写し
介護、看護	介護：介護保険被保険者証の写し及び申立書 看護：医師の診断書原本（※本市指定様式）及び申立書
災害復旧	り災証明書及び申立書
求職活動中（起業準備を含む）	ハローワークの登録証（求職カード）の写し、雇用保険受給者資格証の写し、 起業を証明する書類のいずれか及び申立書
就学	在学証明書（※本市指定様式）、学生証〔時間割等スケジュールを添付〕、講座 の受講証の写し〔時間割等スケジュールを添付〕のいずれか
虐待・DV	公的機関が発行する証明など

※ 入園後の家庭状況調査時（11月頃実施予定）にも提出していただきます。

## 4 その他、該当する場合のみ必要な書類

区分	提出書類
就学前兄弟が幼稚園、認定こども園、障がい者施設（注1）等に入園している場合	保育料多子軽減に伴う在園・在所証明願 （様式は、14ページにあります。）
保護者・児童が外国籍の場合	外国籍の保護者・児童の在留カード又は外国人登録証の両面の写し
平成27年1月1日に太田市に住民登録がなかった場合（注2） （平成28年4月～8月に在園する場合）	平成27年度市町村民税額が確認できる書類【平成27年度所得・課税（非課税）証明書】など 証明書取得先：平成27年1月1日に住民登録があった市区町村
平成28年1月1日に太田市に住民票がなかった場合（注2） （平成28年9月～平成29年8月に在園する場合）	平成28年度市町村民税額が確認できる書類【平成28年度所得・課税（非課税）証明書】など 証明書取得先：平成28年1月1日に住民登録があった市区町村 ※平成28年度所得・課税証明書の発行時期（平成28年6月頃）は各自治体によって異なります。詳しくは、証明書取得先の自治体へお問い合わせください。 提出期限：申込時に証明書を取得できず提出できなかった方は、平成28年7月20日まで。その他の方は、申込時に提出。

（注1） 特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設（たんぼぼ学園・ひまわり学園・つくし園等）、難聴乳児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入園した場合

（注2） ※ 該当日現在に海外におられた方（転勤・出向等）については、平成26年分、平成27年分の総収入がわかる書類を提出してください（外国語で記載のものは日本語訳を添付してください）。

※ 課税が太田市外でされている場合は、課税されている自治体へ証明書の交付請求をしてください。

※ 同居（同一地番）している祖父母が該当する場合は、祖父母の分も所得課税（非課税）証明書が必要です。

※ 平成27年、28年ともに該当する場合は、両方の提出書類が必要です。

※ 必要な書類の提出が確認できない場合や未申告の場合には、保育料の算定が正しくできないため、最高額の保育料で決定することがあります。必ず提出してください。

※ 上記書類以外に、保育料の算定に必要な書類が生じた場合には、提出を求めることがあります。

※ 世帯構成等が変わった場合（離婚・婚姻・死別等）又は、市町村民税額が変わった場合は、保育料が変更になることがありますので、必ず申し出てください。

## 入園日・退園日について

特定保育施設等の入園は、毎月1日となります。また、退園は、月末となります。  
原則、月の途中の入退園はできません。

## 入園の決定について

提出書類の審査後、保育の実施指数の高い児童から順次入園決定します。従って、定員等の理由や児童の保育の必要性の状況によっては入園できない場合があります。

当初申込では、1次募集申込者には12月中旬頃に、2次募集申込者には2月中旬頃に、3次募集申込者には3月下旬頃に支給認定証と入園決定・不承諾の送付を行います。随時申込では、申込受付月の25日頃に支給認定証と入園決定・不承諾の送付を行います。

なお、太田市に住所がない方の申込に係る入園決定は、転入確認後（当初申込は、平成28年3月31日までの転入に限る）となります。

太田市以外の特定保育施設等への入園申込は、当初申込では、3月中旬頃に支給認定証と入園決定・不承諾の送付を行います（入園決定が4月になる場合があります）。随時申込では、入園前月下旬頃に支給認定証と入園決定・不承諾の送付を行います。

（注）入園決定後に入園を辞退する場合は入園する月の10日前までに「入園辞退届」をこども課へ提出してください。未提出の場合、通園がなくても保育料納付義務が生じます（入園決定前の申込辞退は電話連絡可）。

## 次の場合は必ず届け出を！（申込・入園後の注意点）

次のような場合は、申請中・入園中を問わず、必ず太田市役所こども課（市内特定保育施設等へ通園している場合は通園する施設）へ申し出てください。

- ① 居住地などが変わった場合（転出・転居、電話番号の変更など）
- ② 家庭内保育が可能になった場合（退職・病気全快・その他）
- ③ 世帯状況が変わった場合（結婚、離婚、養子縁組、母子・父子家庭、祖父母と同居開始、生活保護世帯の状況等）
- ④ 就労・在学状況が変わった場合（就労先・就労日数の変更など）
- ⑤ 市町村民税額が変わった場合
- ⑥ 入園期間を変更（入園辞退・退園）する場合

### 変更手続き等に関する書類

区分	提出書類	提出期間等	備考
保育園の入園を辞退する（入園前）	入園辞退届	入園する月の10日前まで	期限までに届出がない場合は、保育料の負担義務が発生
通園中の保育園を退園する（入園後）	退園届	退園する月の20日（緊急に退園の場合は月末）まで	
転出（市外）する		転出届提出時まで提出	太田市での保育実施を解除
転居（市内）する ※世帯構成が変わらない場合	支給認定変更届出書	変更後速やかに（毎月20日までに）申請	-
世帯構成等が変わる	支給認定変更申請書		保育料が変更となる場合有 他に提出書類（課税書類、就労証明等）が必要な場合有
勤める職場等が変わる ※支給認定内容が変わる場合	支給認定変更申請書 就労証明書		-
勤める職場等が変わる ※支給認定内容が変わらない場合	就労証明書		-
就学前兄弟が幼稚園、認定こども園、障がい者施設(注1)等に入園する	保育料多子軽減に伴う 在園・在所証明願(注2)	入園後速やかに申請	申請日の翌月から保育料を変更
市町村民税額が変わった	変更後の税額が確認できる書類	変更後速やかに申請	保育料が変更となる場合有

各書類は、太田市役所こども課、市内各特定保育施設に備えてあります。

（注1） 特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設（たんぼぼ学園・ひまわり学園・つくし園等）、難聴乳児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入園した場合

（注2） 太田市役所こども課に備えてあります（様式はP.14）。特定保育施設にはありません。

## 支給認定の変更申請の手続きについて

保育の有無の変更【幼稚園等(1号認定)と保育所等(2.3号認定)の利用変更]、認定事由・期間の変更、利用者負担額(保育料)の変更(婚姻、離婚、世帯員の増減がある一部転居)に係るものは、**支給認定変更申請書**により変更の申請をしてください。発行済みの**支給認定証**とともに**変更後の内容が確認できる書類**が必要です。**毎月20日(20日が休日・祝日のときは直前の平日)までに**、こども課(市内特定保育施設等へ通園している場合は通園する施設への提出も可)まで申請をしてください。原則、申請受付月の翌月の1日から変更になりますが、婚姻、離婚、世帯員の増減(祖父母との同居含む)による家族構成の変更で利用者負担額が変更になる場合は、事由発生日の翌月から変更になります。

○支給認定変更例

利用中の事由	変更後の事由 ⇒ 必要書類
就労	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠し、妊娠・出産で利用 ⇒ 母子手帳の出産予定日のページのコピー</li> <li>・退職し求職する ⇒ 求職・出産要件に関する申立書(ハローワーク登録証の写し添付)</li> </ul>
妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産後育児休業を取得する ⇒ 就労(就労内定)報告書兼証明書(育児休業取得期間が記入してあるもの)</li> <li>・出産後就労する ⇒ 就労(就労内定)報告書兼証明書</li> <li>・出産後求職する ⇒ 求職・出産要件に関する申立書(ハローワーク登録証の写し添付)</li> </ul>
求職活動中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・求職活動後就労する ⇒ 就労(就労内定)報告書兼証明書</li> </ul>
就学等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学等修了後就労する ⇒ 就労(就労内定)報告書兼証明書</li> <li>・就学等修了後求職する ⇒ 求職・出産要件に関する申立書(ハローワーク登録証の写し添付)</li> </ul>
育児休業中継続利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業取得後復職する⇒就労(就労内定)報告書兼証明書</li> </ul>
転職等で 保育短時間⇒保育標準時間への変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転職先の就労(就労内定)報告書兼証明書</li> </ul>

※ 満3歳になり、3号認定から2号認定になる際は、市が認定の変更を行うので、保護者が手続きをする必要はありません。

※ 認定区分や利用者負担額が変わらない住所、保護者等の変更の場合は「支給認定変更届出書」を提出してください。

## 保育の実施の解除について

次のような場合には、保育の実施を解除し保育園を退所していただきます。

- ① 保育の実施要件を満たさなくなった場合
- ② 保育の実施期間が終了した場合
- ③ 入園後、集団生活に支障をきたした場合
- ④ 虚偽の申請の事実が判明した場合
- ⑤ 無断で保育園を長期欠席した場合(概ね1ヶ月以上の無断欠席)
- ⑥ 太田市外へ転出した場合(転出日の月末まで保育の実施。1日が転出日の場合は前月末まで実施。)
- ⑦ 在留資格を喪失した場合

## 保育料の決定と切り替えについて

保育料は、児童の父母【祖父母が入園児童や父母を扶養している場合や生計の中心が同居(同一地番)の祖父母等の場合は祖父母等も含む】の市町村民税額により決定します。

平成28年度4月から8月までは、平成27年度市町村民税額(平成26年中の所得に基づく)により、9月から3月までは、平成28年度市町村民税額(平成27年中の所得に基づく)により決定します。

「保育標準時間」と「保育短時間」の認定区分によっても保育料が異なります。



## 保育料の納入方法について（口座振替をお勧めします）

市内保育園・市外私立保育園の利用者負担額（保育料）の納付は、口座振替又は納付書による現金納付となります。認定こども園・幼稚園・市外公立保育園・小規模保育事業施設の利用者負担額（保育料）は、利用する施設の指定する方法で施設へお支払ください。

市内保育園・市外私立保育園の保育料の納入方法は、次のとおりです（保育料は、期限内に必ず納めてください）。納期日までの入金を確認できない場合は、翌月中旬以降に保育園から（市外保育園は郵送）督促状が送付されます。

### (1) 現金納付（市内保育園・市外私立保育園に通園中の方のみ）

月末までに太田市指定金融機関、市役所こども課で納付をお願いします。

ア. 市内の保育園に通園している場合、市内各保育園（通園中の保育園で集金袋等により徴収している場合に限る）で納付することもできます。

納入通知書は、毎月、保育園を通して配布します。

イ. 市外の私立保育園に通園している場合、市外の保育園での納付はできません。

納入通知書は、毎月、保護者へ直接郵送します。

**現金納付取扱い金融機関**（下記金融機関のうち、群馬銀行は本支店、その他の金融機関は太田市内の本支店・本支所）

群馬銀行	足利銀行	東和銀行
三井住友銀行	アイオー信用金庫	栃木銀行
しのめ信用金庫	ぐんまみらい信用組合	あかぎ信用組合
中央労働金庫	太田市農業協同組合	新田みどり農業協同組合
桐生信用金庫	足利小山信用金庫	

※ゆうちょ銀行は、現金納付の取り扱いはありません。

### (2) 口座振替（市内保育園・市外私立保育園に通園中の方のみ）

毎月26日（休日の場合は翌営業日）に指定口座より引き落としします。

なお、振替不能の場合は、再振替を行いませんので、翌月中旬以降に保育園から（市外保育園は郵送）配布される督促状で、太田市指定金融機関、こども課にて納付してください。

### (3) 保育料の納入方法を口座振替にする場合（市内保育園・市外私立保育園に通園中の方のみ）

こども課及び市内保育園にあります「保育料口座振替依頼書」により、引き落とし開始月（4月、7月、10月、1月）の2ヵ月前の月末までに、太田市指定金融機関窓口にて依頼してください。

なお、引き落とし開始月までは、現金での納付となります（口座振替開始日より前での途中入園の場合、既に口座振替手続き済みでも、重複納付を避けるため、口座振替開始日より前までは現金での納付となります）。

**口座振替取扱い金融機関**（下記の金融機関の本支店・本支所）

群馬銀行	足利銀行	東和銀行
三井住友銀行	アイオー信用金庫	栃木銀行
しのめ信用金庫	ぐんまみらい信用組合	あかぎ信用組合
中央労働金庫	太田市農業協同組合	新田みどり農業協同組合
桐生信用金庫	足利小山信用金庫	ゆうちょ銀行

## 第3子以降子どもの利用者負担額（保育料）免除（減免）について

申請が必要です。申請がない場合や税関係書類が未提出の場合は、免除の対象となりません。

年度当初1号及び2号認定児童 ⇒対象要件①から④をすべて満たす場合に申請することができます。

年度当初3号認定児童 ⇒対象要件③④を両方満たす場合に申請をすることができます。

「対象要件」

①平成8年4月2日生まれ以降の子ども（婚姻している人を除く）を同一世帯で3人以上養育し、3番目以降の子どもを監護していること。

②親子が引き続き1年以上太田市に住所があること。

③対象者及びその世帯員が、医療保険（国民健康保険・社会保険等）に加入していること。

④対象者が、市税等（市・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、保育園・幼稚園利用者負担額（保育料）、小・中学校給食費、市営住宅家賃等）に滞納がないこと。

## 寡婦（夫）控除のみなし適用について

対象者：「婚姻によらずにひとり親となった方」のうち、利用者負担額（保育料）が発生している方

※ 既に利用者負担額(保育料)が無料の方や免除されている方、市町村民税が非課税の方、離婚歴のある方は申請の対象外です。

※ 対象者は平成28年度利用者負担額決定通知が届いた後に申請をしてください。

※ 利用者負担額が減免される場合は平成28年4月に遡り減免します。

※ 申請期限は平成29年3月31日までです（申請年度内に限ります）。

※ 寡婦（夫）控除のみなし適用を行っても利用者負担額が減免されない場合があります。

申請書類 利用者負担額減免申請書（窓口にあります。印鑑を持参してください）

添付書類（申請に必要な書類） ①児童扶養手当受給資格者証

②子どもの戸籍謄本（①の資格者証がなく市外に本籍のある方）

### （参考資料）平成28年度保育施設入園児童年齢早見表

年 齢	生 年 月 日	卒園年月日（小学校就学前）
0 歳 児	H28（2016）. 4. 2～	H35. 3. 31
0 歳 児	H27（2015）. 4. 2～ 28. 4. 1	H34. 3. 31
1 歳 児	H26（2014）. 4. 2～ 27. 4. 1	H33. 3. 31
2 歳 児	H25（2013）. 4. 2～ 26. 4. 1	H32. 3. 31
3 歳 児	H24（2012）. 4. 2～ 25. 4. 1	H31. 3. 31
4 歳 児	H23（2011）. 4. 2～ 24. 4. 1	H30. 3. 31
5 歳 児	H22（2010）. 4. 2～ 23. 4. 1	H29. 3. 31

申込書表面記入例 (※保育台帳として永く使用しますので正しく、ボールペン等ではっきりと記入してください。)  
 (※平成28年4月1日以降の状況を記入してください。)

## 記入例

この申込書は、児童1人につき1枚必要です。

注意) 申込み保護者について

- ①太田市に住民登録がある保護者をご記入ください。
- ②保護者は父・母いずれでも構いませんが、兄弟姉妹の申込みは、保護者を統一してください。  
 (兄は父名で申込み、妹は母名で申込みの場合は、システムが兄妹児とみなさないため、保育料が正しく計算されないことがあります。)

様式第1号(第2条関係)

太田市保育園入園申込書(兼保育児童台帳)

(宛先) 太田市福祉事務所長

新規	1次	2次	3次	随時	転園	(在園中施設)管内	管外	認定証番号(ある場合)
----	----	----	----	----	----	-----------	----	-------------

平成〇〇年〇月〇日

【転園の方のみ】

転園に○をつけて、在園中の施設名を記入してください。

どなたの連絡先か忘れずに記入してください。

保護者住所	〒373-0853 太田市 浜町123-45		
保護者氏名	太田 花子	続柄	母
母携帯	090 (****) ****	自宅携帯	0276 (**) ****
祖母	080 (****) ****		

年齢は平成28年4月1日現在  
 (9ページ保育施設入園児童年齢早見表を参照)

入所児童	フリガナ	おおた いちろう		H〇〇.4.1 時点の年齢	生年月日	性別
	氏名	太田 一郎		● 1	H〇〇.6.6	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
入所を希望する保育施設等※	保育施設の名称	第1希望	〇〇保育園	希望する理由	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅から近い <input type="checkbox"/> 職場から近い <input type="checkbox"/> その他( )	見
	第2希望	△△保育園	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅から近い <input type="checkbox"/> 職場から近い <input type="checkbox"/> その他( )	<input checked="" type="checkbox"/>		
	第3希望	□□保育園	<input type="checkbox"/> 自宅から近い <input checked="" type="checkbox"/> 職場から近い <input type="checkbox"/> その他( )	<input checked="" type="checkbox"/>		

・第3希望まで記入することができます。希望された保育施設すべてに入園する意があるものとみなして希望順位に従って選考します。  
 ・第2、3希望がない場合は「無し」と記入してください。ただし、第1希望の入園選考に漏れた場合は、他の施設の選考は行いません。

保育の利用を希望する期間	H 〇〇年 〇月 〇日 から H 〇〇年 〇月 〇日
保育の利用を希望する時間	平日 7時45分 から 18時00分 / 土曜日 時 分 から 時 分

・保育を利用する時間は、母・父のうち「保育を必要とする時間」の短い方の時間をご記入ください。  
 ・なお、「求職活動」「育児休業」は、保育短時間となり、施設の定める保育短時間の時間内の利用時間となります。

保育を必要とする理由	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他( )
幼稚園等との併願の予定	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ 園名:( ) 幼稚園に内定した場合 <input type="checkbox"/> 幼稚園に通う <input type="checkbox"/> 保育施設等の結果を

○入所児童の家庭の状況(上記に記載の児童を除き、同居する家族を全員記入し該当する項目に☑してください。)

氏名	児童との続柄	生年月日	性別	職業等
太田 太郎	父	S〇〇.4.15	男	(株)東京〇〇(単身赴任中)
太田 花子	母	S〇〇.6.6	女	□□□□(株)
太田 ふみ	祖母	S〇〇.8.8	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	無職(足が不自由)
太田 さくら	姉	H〇〇.10.10	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	△△小学校

児童の送迎者

【送り】	<input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> その他( )
【迎え】	<input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> その他( )

申し込み児童の送迎者を、選択してください。

申請に係る児童を除く同居人(保護者含む)を全て記入してください。  
 ※住民登録上、世帯分離されている方も、同居である場合は必ず記入してください。  
 ※また、単身赴任等で、別住所の父又は母も必ず記入していただき、職業等欄に「単身赴任」と記入してください。  
 ※祖父母が、65歳未満の場合は、就労の有無を必ず記入し、無職のときは健康状態も記入してください。  
 ※世帯員で、障害者手帳等をお持ちの場合は、職業等欄に「障がい」と記入し、手帳の写を添付してください。

別居の祖父母(ある場合のみ)	父方	祖父		
	父方	祖母		
	母方	祖父	大泉 次郎	S〇〇.9.9 嘱託
	母方	祖母	大泉 みどり	S〇〇.7.7 無職

「保育の利用を希望する期間」は小学校就学前に達するまでの間で、保育の実施を必要とする理由に該当すると見込まれる期間を記入。(9ページ保育施設入園児童年齢早見表を参照)  
 ※申込後の入園月の変更は、できませんのでご注意ください。

別居の祖父母がいる場合は、記入してください。

申込書裏面記入例

第1希望の施設名、児童氏名、生年月日をご記入ください。

現在の保育状況欄は、今現在の、児童の保育状況を記入してください。

保育施設名 (第1希望)	〇〇保育園	児童氏名	太田 一郎	生年月日	H00・6・6
児 童 の 健 康 状 況	1	職場に連れて行く 年 月 日から			
	2	自宅で見ている 保育者名 太田 ふみ 児童との続柄 祖母			
現 在 の 保 育 状 況	3	次のところに預けている 保育者又は施設名 _____ いつから 年 月 日から 住所 _____ 保育時間 午前 : _____ ~ 午後 : _____ まで 月額保育料 _____ 円			
	4	その他 _____			
	1	病歴・持病の有無：( <input type="checkbox"/> 無 ・ 有 ) 病名 _____ ( _____ 年 _____ 月頃) 通院の有無：( <input type="checkbox"/> 無 ・ 有 ) 有の場合： 週 _____ 回 / 月 _____ 回 / 年 _____ 回 入院歴：( <input type="checkbox"/> 無 ・ 有 ) _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日 その後の経過 : _____ 【言葉や発達について相談している病院や施設がある場合は、病院・施設名を次欄に記入してください】 病院・施設名 _____ 回/月 いつから _____ 年 _____ 月			
	2	アレルギーの有無：( <input type="checkbox"/> 無 ・ 有 ) ※有の場合は、次の事項を記入してください 食物アレルギー： 卵・牛乳・大豆・小麦粉・蕎麦・その他 ( _____ ) 除去の状況(対象食物)： 完全除去 ( _____ ) ・ 一部除去 ( _____ ) ・ 除去していない 除去にあたっては医師の指導に基づいていますか： いる ・ いない 食物以外アレルギー： ハウスダスト・犬・猫・鳥・その他 ( _____ )			
	3	投薬の有無：( <input type="checkbox"/> 無 ・ 有 ) ※有の場合でも、施設での医療行為は、原則不可となります。 お薬名称： _____ 種類： のみ薬・ぬり薬・その他 ( _____ ) _____ 回/日			
現 在 の 保 育 状 況	4	乳幼児健診・予防接種の状況 ・ 3か月検診 ( <input checked="" type="checkbox"/> 受診 ・ 未受診 ) ・ 1歳6か月検診 ( 受診 ・ 未受診 ) ・ 3歳児検診 ( 受診 ・ 未受診 ) ・ 予防接種： ( <input checked="" type="checkbox"/> 計画的に受けている ) ・ あまり受けていない			
	5	保育施設入所にあたり健康上あるいは発達上、気になることがありましたら、記入してください _____ _____			

健康状態欄  
(記入漏れや記載事項が事実と異なる場合は、入園決定を取り消すことがあります。)

1 児童の病歴、持病等を記入してください。

・内容により、申込み前に集団保育が可能かどうか保育園で面接が必要となる場合があります。

2 アレルギー有無を記入してください。

・有の場合は、アレルギーの状況等を記入してください。内容により、申込み前に保育園での面接が必要となる場合があります。

3 投薬の有無について記入してください。

4 乳幼児健診・予防接種の状況について記入してください。「3か月検診」は「4か月検診」と読み替えてください。

5 その他、気になることを記入してください。

入所希望日に入所できなかった時の予定	<input type="checkbox"/> その他の施設に預ける ⇒ <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> その他(施設等名 _____ ) <input checked="" type="checkbox"/> 保護者・親族等がみる(予定者 祖母 ) <input type="checkbox"/> 育児休業延長 <input type="checkbox"/> 職場に連れて行く <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )
きょうだい二人以上で申込みの場合	<input checked="" type="checkbox"/> 同じ保育施設で同時期の入所のみを希望する(それ以外入所は希望しない) <input type="checkbox"/> 同時に入所できれば、きょうだい別施設でもよい(一名だけの入所は希望しない) <input type="checkbox"/> 一名だけの入所でも希望する <input type="checkbox"/> その他(きょうだいの組み合わせ等について詳細に記入してください) ( _____ ) 【きょうだいと同時に入所可能な場合】 <input checked="" type="checkbox"/> 同じ施設あれば希望順位が低い施設でよい <input type="checkbox"/> きょうだい別施設でも希望順位を優先する

入所ができなかった場合の予定を記入してください。

きょうだい二人以上で申し込み場合は、該当を選択してください。

(ご注意) 保護者・児童が外国籍の場合は、外国籍の保護者・児童の在留カード又は外国人登録証の両面の写しが必要です。(5ページ その他、該当する場合のみ必要な書類を参照)

**一時保育・休日保育について**

(内容や料金は変更される場合があります)

**◆一時保育(預かり)**

普段は家庭で保育できる児童について、①パート等で週2～3日間保育が必要になった、②保護者や親戚の病気の看護で急に保育が必要になった、③少し育児のことを忘れてリフレッシュしたい などといったときに、週3日程度、または、月14日程度を限度に保育施設を利用できる制度です。

※ 実施保育施設によっては、利用者多数のため緊急時の預かりを利用できない場合があります。

**一時保育を実施している保育施設**

施設名	住所	電話番号	施設名	住所	電話番号
浜町保育園	浜町 25-4	45-2809	毛里田こども園	矢田堀町 388-3	37-1138
飯田保育園	飯田町 904	45-8223	育実保育園	富若町 530-1	25-1570
太田杉の子保育園	高林北町 2097-1	38-0371	おじま第一保育園	亀岡町 240-1	52-0519
熊野保育園	熊野町 23-21	22-6015	世良田の杜	世良田町 3119-7	52-1035
とりやまこども園	鳥山中町 1074-5	25-4079	生品保育園	新田市野井町 135-3	57-0113
強戸こども園	寺井町 695-5	57-6423	綿打保育園	新田上江田町 767-1	56-7901
由良保育園	由良町 91-3	31-8393	藪塚本町保育園	藪塚町 1578	0277-78-4226
しらかば保育園	新道町 52	31-2457			

対象年齢(特に0歳児の生後受入開始月が異なる場合有)、保育時間等詳細は、実施保育施設にお問い合わせください。

保育料 : 3歳未満児 日額2,500円(完全給食) (市外の方 日額3,500円)

: 3歳以上児 日額1,800円(副食給食) (市外の方 日額2,800円)

〔利用申込み〕(※事前の確認が必要となる場合がありますので、余裕をもってお申し込みください)

各実施保育施設にお問い合わせのうえ直接希望先に申し込みください。

**◆休日保育(対象者は、市内各保育施設に入園中の児童です)**

日曜、祝日に保護者のいずれかが仕事の都合など、家庭で保育ができないときに利用できる制度です。

**休日保育実施保育施設**

施設名	住所	電話番号	施設名	住所	電話番号
とりやまこども園	鳥山中町 1074-5	25-4079	こぼと保育園	台之郷町 1694	25-8130
世良田の杜	世良田町 3119-7	52-1035			

〔保育内容について〕

対象年齢等詳細については、各実施保育施設にお問い合わせください。

保育時間：午前8時～午後5時

〔利用申込み〕(※利用者多数の場合は、利用できないことがあります。)

各実施保育施設にお問い合わせのうえ「休日保育申込書」に「休日就労証明書」を添えて、直接希望先に申し込みください。申し込み用紙は各実施保育施設にあります。

**病後児保育について**

(内容や料金は変更される場合があります)

お子さんが病気回復期になったが、仕事に出なければならぬ等の理由により、家庭で児童を保育できないときに利用できます。なお、病気回復期等とは、病気が回復期または、当面の病状の急変が認められないときをいいます。(保育園、幼稚園及び託児所等在園のお子さん、在宅のお子さんも利用できます。)

〔利用時間等について〕

月曜日から土曜日(木曜日要相談のこと) 午前8時から午後6時 (日曜祝日、年末年始は休業)

〔利用料について〕 【後日、利用料納付書が送付されます。送付後お早めに納付して下さい。】

1日2,000円(市外の方は、1日3,000円)

〔利用申込み・お問い合わせ先〕

本島総合病院内「キッズケア」(病後児保育実施施設) 電話番号 0276-22-7154

※小児科外来診療時間外での申込みは、原則的に申込み確定となりませんのでご注意ください。

その他の保育施設について

(内容や料金は変更される場合があります)

◆準認可保育施設

認可保育施設では対応できない様々な就労形態に対応するため、認可外保育施設が設置されています。

太田市は、これらの認可外保育施設のなかで一定の基準を満たした施設を、「準認可保育施設」として認定しております。保育内容や利用申し込みは、各施設までお問い合わせください。

太田市の準認可保育施設

施設名	住所	電話番号	備考
ベビールームふうせん	飯田町 1404	48-1616	夜間保育

◆太田市ファミリー・サポート・センター

(内容や料金は変更される場合があります)

太田市ファミリー・サポート・センターは、子育て中の保護者の日常生活を支援するため、育児の援助を受けたい人(おねがい会員)と援助を行いたい人(子育て支援の講習会を受けた「まかせて会員」)が会員となり、ファミリー・サポート・センターを通じて、育児の助け合いを行う制度です。

なお、ご利用には会員登録が必要です。

ご利用金額は下記のとおりですが、1回のサービスに援助外出費300円～500円がかかることがあります。

また、ひとり親の料金は、基本、児童扶養手当受給者が該当になります(受給証書を確認させていただきます)。

深夜利用時には、追加料金がかかります。

○通常預かり

○病児・病後児・緊急預かり

○通常預かり				○病児・病後児・緊急預かり			
	時間区分	料金	ひとり親の料金 (月30時間まで)		時間区分	料金	ひとり親の料金 (月20時間まで)
平日	8:00～18:00	1時間700円	1時間400円	平日	病児(診断がつく前)	1時間1,300円	1時間900円
	上記以外	1時間800円	1時間500円		病後児(診断後)	1時間1,000円	1時間650円
土日祝日 年末年始	8:00～18:00	1時間800円	1時間500円	土日祝日 年末年始	病児	1時間1,600円	1時間1,200円
	上記以外	1時間900円	1時間600円		病後児	1時間1,300円	1時間950円

※病状によっては、お預かりできない場合があります。

★ママヘルプ事業

母子手帳交付の日から産後1年未満のお子さん

のいる家庭で家事・育児を支援する事業です。

(1日2時間まで、30回の利用が限度)

なお、初回は無料となります。

○ママヘルプ事業

	時間区分	料金
平日	8:00～18:00	1時間500円
土日祝日	8:00～18:00	1時間600円

育児の援助をお願いする人、援助を行う人、それぞれが「ファミサポ」への登録が必要なんだね。  
詳細は、「太田市ファミリーサポートセンターHP」または下記連絡先まで!



〔詳細の問い合わせ・お申し込み先〕

太田市ファミリー・サポート・センター(新田庁舎内) 電話0276-57-2822

受付時間 月～金 8:30～12:00、12:45～17:15(土日祝日休み)

保育園名		児童番号		入園(予定) 児童氏名	
------	--	------	--	----------------	--

保育料多子軽減に伴う在園・在所証明書(太田市保育園申込用)

平成 年 月 日

住 所 太田市

保護者氏名 ㊟

貴園・貴施設に児童が在園・在所していることの証明を、下記のとおりお願いいたします。

記

施設名			
児童名		生年月日	平成 年 月 日
在園(予定)期間 在所(予定)期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		

※ 小学校就学前において、在園(予定)・在所(予定)期間を記載してください。

上記のとおり、相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

住 所

-----

施設名

-----

施設長名 ㊟

-----

電話番号 ( )

-----

※この証明は、就学前兄弟が幼稚園、認定子ども園、障がい者施設等に入園している場合に提出をいただくものです。  
 ※証明内容等について、証明者に確認することがあります。

(注) 在園在所期間の訂正・加筆等には、証明者の訂正印が必要です。  
 訂正印がない場合は、証明が無効になることがあります。

# 太田市の利用者負担額(保育料)について

平成28年度

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まり、利用者負担額(保育料)が下記表のとおりとなりました。

新制度の教育・保育の費用は、国・県・市の負担金と保護者の負担する利用者負担額(保育料)でまかなわれており、保護者が負担する利用者負担額は国が定めていますが、太田市は利用者負担額を国の基準額より低く抑えています。

## 太田市利用者負担額(保育料)表

単位:円 ※ 参考 国の基準額

在籍児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額)					利用者負担額(月額)					
階層	2・3号	区分	平成28年4月初日の前日において					1号	2号	3号			
			1号(3歳以上)		2号(3歳以上)		3号(3歳未満)	3歳以上	3歳以上	3歳未満			
1号	2・3号		教育		保育		保育						
			標準時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	1	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	2	市町村民税非課税世帯	2,000	2,200	2,200	2,200	2,200	3,000	6,000	6,000	9,000	9,000	9,000
3	3	市町村民税均等割のみ課税世帯	2,800	6,600	6,500	6,600	6,500	16,100	16,500	16,300	19,500	19,300	
4	4	48,600円未満	7,400	7,900	7,800	7,900	7,800						
	5	48,600円	10,100	11,200	11,000	11,200	11,000	20,500	41,500	40,900	44,500	43,900	
	5	48,601円以上 54,000円未満											
	6	54,000円以上 56,000円以下		13,300	13,100	13,300	13,100						
	6	56,001円以上 58,000円未満	11,200	14,600	14,400	14,600	14,400						
	7	58,000円以上 64,000円未満		15,600	15,300	15,600	15,300						
	8	64,000円以上 68,000円未満		16,000	15,700	17,200	16,900	27,000	26,800	30,000	29,800		
	9	68,000円以上 74,000円未満											
	10	74,000円以上 77,100円以下	14,300	16,500	16,200	17,500	17,200	25,700	58,000	57,100	61,000	60,100	
	11	77,101円以上 78,000円未満		17,000	16,700	17,800	17,500						
	12	78,000円以上 84,000円未満		18,000	17,700	18,000	17,700						
	13	84,000円以上 89,000円未満		18,500	18,200	18,500	18,200						
	14	89,000円以上 97,000円未満		18,800	18,500	18,800	18,500						
	15	97,000円以上 102,000円未満		20,000	19,700	22,000	21,600						
	16	102,000円以上 109,000円未満		21,000	20,600	24,000	23,600						
	17	109,000円以上 115,000円未満		22,000	21,600	27,000	26,500						
	18	115,000円以上 133,000円未満	22,500	22,100	28,000	27,500							
	19	133,000円以上 151,000円未満	23,000	22,600	28,500	28,000							
	20	151,000円以上 169,000円未満	26,500	26,000	32,000	31,500							
	21	169,000円以上 190,000円未満	17,900	27,000	26,500	35,000	34,400						
	22	190,000円以上 211,200円以下		27,500	27,000	37,000	36,400						
	23	211,201円以上 235,000円未満		29,000	28,500	40,000	39,300						
	24	235,000円以上 301,000円未満		31,000	30,500	45,000	44,200						
	24	301,000円以上 397,000円未満											
	24	397,000円以上											

- ※ 生活保護世帯等とは、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯です。
- ※ 太田市立幼稚園の市町村民税所得割課税世帯(1号認定の第4階層以上)の利用者負担額は、この表にかかわらず7,000円です。
- ※ 1号認定で第2及び第3階層、2号及び3号認定で第2階層と認定された場合で、母子世帯、父子世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯、生活保護法に定める保護世帯など特に困窮していると市長が認めた世帯(以下「要保護世帯等」という。)については、利用者負担額が減免(0円)となります。
- ※ 1号認定で第4階層(太田市立幼稚園については、第4階層のうち市町村民税額所得割額が48,600円以下)、2号及び3号認定で第3階層及び第4階層と認定された場合で、要保護世帯等については、利用者負担額が1,000円減免となります。
- ※ 同一世帯から2人以上の就学前児童が同時に保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障がい児短期治療施設通所部に入園している場合や、児童発達支援、医療型児童発達支援、特定地域型保育事業を利用している場合は、2人目児童の利用者負担額を半額、3人目以降児童の利用者負担額を無料としています(1号認定は年少から小学3年生までの範囲内)。  
ただし、1号認定で第2階層から第6階層【太田市立幼稚園については、第2階層から第3階層及び第4階層(うち市町村民税所得割額が77,101円未満)】と認定された世帯、2号及び3号認定で第2階層から第5階層及び第6階層(うち市町村民税所得割額が57,700円未満)と認定された世帯については、上記の同時就園(1号は小学3年生まで、2号及び3号は就学前まで)の第1子の年齢にかかわらず、第2子が半額、第3子以降の利用者負担額が無料となります。  
さらに、要保護世帯等の場合は、1号認定で第2階層から第6階層と認定された世帯【太田市立幼稚園については、第2階層から第3階層及び第4階層(うち市町村民税所得割額が77,101円未満)】、2号及び3号認定で第2階層から第9階層及び第10階層(うち市町村民税所得割額が77,101円未満)と認定された世帯については、1人目児童の利用者負担額を半額(1,000円減免を適用した場合は適用後利用者負担額の半額)、2人目以降児童の利用者負担額を無料とします。
- ※ 2号認定の副食及び3号認定の主食・副食材料費については、利用者負担額に含まれています。
- ※ 3号認定が満3歳になった場合、年度中の利用者負担額は3号のままであり、翌年度から2号の利用者負担額となります。
- ※ 太田市で利用者負担額を徴収している児童が第3子以降子育て支援事業等により利用者負担額が減免決定となり、減免決定月以降に支払い済みの利用者負担額がある保護者には、後日、送付する還付依頼書の請求に基づき納め過ぎた利用者負担額を還付します。